

6 障害者支援施設(施設入所支援)

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<p><input type="checkbox"/> 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、 利用者の数が60人以下 1人以上 利用者の数が60人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。 * 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に複数の利用者に対して、一体的に行われるものをいい、施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">施設入所支援における夜勤時間帯……午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、障害者支援施設ごとに設定するものとする。</div> <p><input type="checkbox"/> 従業員は、施設入所支援の単位ごとに専ら当該施設入所支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援員 1以上 <input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p>
② サービス管理責任者	<p><input type="checkbox"/> 指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任責任者が兼ねる。</p>
③ 施設長(管理者)	<p><input type="checkbox"/> 障害者支援施設ごとに1人。</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事したもの又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

* 報酬算定上の留意事項通知……「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項通知について」(平成18年10月31日障発第1031001号)

(2) 定員に関する基準

① 定員	<p><input type="checkbox"/> 30人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設については、10人以上。</p>
------	---

(3) 設備に関する基準

① 設備及び備品	<input type="checkbox"/> 構造設備の一般原則 (生活介護の設備に関する基準、構造設備の一般原則参照)
	居室 <input type="checkbox"/> 居室の定員は4人以下であること。 <input type="checkbox"/> 地階に居室を設けてはいけない。 <input type="checkbox"/> 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上であること。 <input type="checkbox"/> 寝台又はこれに代わる設備を整えること。 <input type="checkbox"/> 1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下または広間に直面して設けること。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて利用者の身の回りの品を保管することができる設備を整えること。 <input type="checkbox"/> ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	食堂 <input type="checkbox"/> 食事の提供に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 必要な備品を備えること。
	浴室 <input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所 <input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設けること。 <input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	便所 <input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設けること。 <input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	相談室 <input type="checkbox"/> 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	廊下幅 <input type="checkbox"/> 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8メートルとすること。 <input type="checkbox"/> 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業員の円滑な往来に支障がないようにしなければならない。